

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2025 年 5 月 26 日

多摩市議会議員 小林 憲一

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

1 「生活保護基準引き下げ」、「物価高騰」、「酷暑」の三重苦のなか、生活保護利用者を含む生活困窮の市民をしっかりと支えるために、市としてできるとりくみを！……特に電気代助成と食料支援を求める

2 戦後 80 年の今年、東京都として「不戦の誓い」を新たにするために、「東京都平和祈念館（仮称）」の設立・建設を都に働きかけよう！

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 7 年 5 月 2 6 日	No. 1 2
	午前 1 0 時 2 1 分	

1. 「生活保護基準引き下げ」、「物価高騰」、「酷暑」の三重苦のなか、生活保護利用者を含む生活困窮の市民をしっかりと支えるために、市としてできるとりくみを！……特に電気代助成と食料支援を求める

生活保護制度をめぐる状況として次の「3つのこと」を指摘したいと思います。

1 つめは、この数年の間に、生活保護基準の引き下げがあり、なかには10%以上引き下げられた方もいるという状況です。

2 つめは、異常な物価高騰です。この4月から、食料品・日用品等の生活必需品のいっせいで値上げがおこなわれ、生活保護制度を利用されている方を含め、特に所得の低い階層の方の日常生活はたいへんに苦しいものになっています。

3 つめは、この夏も予想される酷暑です。いまやエアコンは、健康を維持するための必需品です。3月議会の最終日に成立した2025年度一般会計予算の第1号補正予算で、生活保護制度を利用されている世帯でエアコンが壊れていて使えない世帯、生活保護を利用されていない住民税非課税・均等割のみ世帯が、エアコンを設置するさいの補助制度が成立したことについては、党市議団としてこれをおおいに評価するとともに、物価高騰のもとで、せっかくのエアコンも使わずに電気代を節約する世帯が多くあることを指摘し、生活保護利用世帯をはじめ生活困窮世帯に対しての電気代助成等の施策実施を求めました。

以上、指摘しましたように、生活保護利用者を襲っている、いわば三重苦の状況についての市長の認識をうかがい、合わせて、この状況を少しでも打開するために、市としてできることをぜひとも取り組んでいただきたいと思います。以下、以下の質問で、市長の見解を質します。

(1) 前段で指摘した「3つの状況」について、それぞれ、市長の認識をうかがいます。

①生活保護基準の引き下げによる生活保護利用者の生活への影響についてうかがいます。合わせて、国による「引き下げ」措置に対しては、生活保護利用の当事者から訴訟が起こされ、いわゆる「命のとりで」裁判が全国で取り組まれ、特に地裁段階では、原告勝訴の流れが本流になりつつあります。この「命のとりで裁判」での判決の内容とその意義についても、市長の見解をうかがいます。

②物価高騰による市民生活への影響について、特に生活保護利用者の生活への深刻な影響について、市長の認識をうかがいます。

③酷暑のもとで、せっかくエアコンがあっても、電気代節約のために、エアコンを使用しないという現実について、市長の認識をうかがいます。

(2)生活保護基準が引き下げられたままで、なおかつ物価高騰と酷暑が追い打ちをかけている状況のもとで、国に対して、急ぎ、生活保護基準を引き上げ、少なくとも引き下げ以前の状況に戻したうえで、さらに物価高騰を反映した基準額に引き上げることを求めるべきだと考えますが、市長の見解をうかがいます。

(3)年々、きびしくなる酷暑を踏まえ、電気代助成など、生活保護利用者に対する「夏期加算制度」の創設を国に求めるべきだと考えますが、市長の見解をうかがいます。

(4)「3つの状況」に対する国の対応はきわめて不十分です。抜本的対応を国に求めつつ、市としてできる対応をとるべきだと考え、以下、具体的にうかがいます。

①生活保護利用者の生活を支えるため、同利用者の希望に応じて、特に食料品の現物支給をおこなうべきだと考えます。このことについての現在の対応、今後、検討できることについてうかがいます。

②「電気代節約のために、せっかくのエアコンも使わない」というようなことが起こらないように、電気代についての市独自の助成制度を創設すべきだと考えます。市長の見解をうかがいます。

2. 戦後 80 年の今年、東京都として「不戦の誓い」を新たにするために、「東京都平和祈念館（仮称）」の設立・建設を都に働きかけよう！

今年 2025 年 3 月 10 日は、いうまでもなく、「東京大空襲」から満 80 年の節目の日でしたが、いまからちょうど 30 年前の 1995 年 3 月 10 日、東京都が主催した「平和祈念式典」に参加したすべての人々が賛成して「都民平和アピール」が採択されました。この「都民平和アピール」は当時の都議会の全会派と有識者も一致して賛成したものです。

同アピールは、「平和は、何ものにもまさってすべての基礎をなす条件です。日本国憲法が基本理念とする恒久の平和は、私たちすべての願いであり、人類共通の目標です。私たちは、軍縮と核兵器の廃絶を機会あるごとに強く訴え、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓います。日々の生活において、平和を脅かす問題に、毅然として立ち向かい、忍耐強く取り組むことを決意します」と高らかに述べ、「次代を担う子どもたちに、戦争の悲惨さと、それを防止することの大切さを、東京大空襲の体験などとともに語り伝え」るなど平和、地域社会や環境・福祉、歴史といった 5 つの具

体的な目標を掲げています。いまのウクライナやガザ問題にひきつけて読み返してみても、驚くほどピッタリと刺さってくるものがあります。

じつは東京都は、この「都民平和アピール」を踏まえ、その翌 1996 年に、「平和祈念館（仮称）」建設委員会を設置し、都民からの意見募集、また 5,000 点もの戦争遺品の提供も受けて、「平和祈念館（仮称）」の設立構想をかかげ、その基本設計の予算も計上されました。

ところが、1997 年から 99 年にかけて、この「平和祈念館（仮称）」の設立構想に異論を唱える立場で都議会において議論がおこなわれ、特に 1998 年と 99 年の都議会での附帯決議をきっかけに、この「平和祈念館（仮称）」の設立・建設計画そのものが凍結され、そのまま四半世紀が経過し、現在に至っています。

アジア・太平洋戦争末期、米軍による原爆投下、焼夷弾などの無差別投下によって民間人が無差別に殺された都市、広島・長崎・沖縄はじめ、名古屋・大阪・神戸などには、公立の平和祈念館や戦争資料館が設置され、さきほど紹介した「都民平和アピール」の一節にあるように「次代を担う子どもたちに戦争の悲惨さとそれを防止することの大切さを……語り伝え」る環境がつくられています。

ところが、東京都は、先ほど紹介したような経過のなかで、いまだにそういう施設を持っていません。3 月 10 日のいわゆる「東京大空襲」を含み、1944 年 11 月から本格化した東京空襲では、敗戦までで、死者数 10 万 5,400 人超、負傷者 15 万人超であるにもかかわらず、です。

戦後 80 年の今年、年明け早々の 1 月 20 日に、東京空襲犠牲者遺族会会長の榎本喜久治さん、映画監督の山田洋次さんなどが呼びかけ人となって『東京都平和祈念館（仮称）』建設の具体化を求める緊急アピール」が発表されましたが、都立の「平和祈念館（仮称）」の設立・建設が早期に実現されるよう、多摩市からもぜひアピールしていただきたいと考え、以下、市長の見解をうかがうものです。

(1) 1995 年 3 月 10 日に発表された「都民平和アピール」の意義について、市長の見解をうかがいます。

(2) 1945 年 3 月 10 日の「東京大空襲」はじめ、東京への空襲に関わって、「次代を担う子どもたちに戦争の悲惨さとそれを防止することの大切さを語り伝える」ことは、多摩市での平和啓発事業にとって、どういう位置づけになるでしょうか、見解をうかがいます。

(3) 公立で、「平和祈念館・戦争資料館」を設置することの意義について、見解をうかがいます。

(4)都立の「平和祈念館（仮称）」設立・建設の必要性について、見解をうかがいます。必要性があるとの見解であれば、その早期実現を東京都に求めていただきたいと思います。見解をうかがいます。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

①質問１－（１）－①に関連して、2014 年度～2024 年度の 11 年間での生活保護基準額の変化（煩雑であれば、たとえばひとり暮らしの高齢者に限定してもけっこうです）、また 2025 年度における新たな動きがわかる資料。

②質問１－（２）、（３）に関連して、この間、市または市長会等で、生活保護基準の引き上げ、夏期加算制度の創設等について、国に要望していることの内容一覧。

③質問１－（４）－①に関連して、生活保護利用者で食料品の支給を求める方たちへの現在の対応を示す資料。

④同じく質問１－（４）－①に関連して、生活困難で、食料品の支給を求める方たちへの対応として多摩市社会福祉協議会で実施している「フードバンク」について、2024 年度の実績と 2025 年度の実施予定を示す資料。

⑤質問１－（４）－②に関連して、生活保護利用者で、電気代節約のためにせっかくのエアコンも作動させないような状況に関して、担当のケースワーカーが聞き取っていることがあれば、その状況を示す資料。

⑥質問２－（１）に関連して、「都民平和アピール」の全文。

⑦質問２－（２）に関連して、1944 年 11 月から本格化した東京空襲による被災実態の概要の資料（都がまとめているものがあれば、それを）。

⑧同じく質問２－（２）に関連して、今年 2 月下旬から 3 月中旬にかけて東京都が、「第 35 回東京都平和の日記念行事」として多摩市はじめ都内の 4 区市で実施した「東京空襲資料展」について（多摩市では、3 月 3 日～10 日、永山公民館ギャラリー）、その展示内容、会場での要員態勢等を示す資料。

⑨質問２－（４）に関連して、多摩市の「平和・人権課」に相当する東京都の部署名、及びその人員など態勢について。

⑩同じく質問２－（４）に関連して、広島市・長崎市・沖縄県・名古屋市・大阪市・神戸市における「平和祈念館」等の運営にあたる部署名、及びその人員など態勢について。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和 7 年 5 月 2 7 日

多摩市議会議員 あらたに隆見

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

1 物価高騰から「暮らしを守る」取組を！

2 e-スポーツを活かした取組について

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 7 年 5 月 2 7 日	No. 1 3
	午前 1 0 時 0 7 分	

項目別質問内容

1. 物価高騰から「暮らしを守る」取組を！
ここ数年続いています物価高騰により私たち市民の生活に大きな影響が出ています。なぜ、こんなに急に物価が上がってしまったのか改めて振り返ってみますとロシアのウクライナ侵略による原油・天然ガスの価格高騰や小麦などの穀物の高騰が大きな原因であるといっても過言ではないと思っています。
あくまでも個人的な意見ではありますが、人の命を軽んじ、世界中の人々の暮らしを苦しめている張本人を心の底から許せない気持ちです。
それ以外に深刻な問題として急激な米の価格高騰がさらに家計を大きく圧迫しております。
米不足の対応については公明党の高橋みつお参議院議員が、昨年9月に農林水産省の政務官として備蓄米の活用について提案、さらに政務官退任後12月の国会で備蓄米の活用について質疑いたしました。当時の答弁に立った大臣は「米を買ったことがない」失言でお騒がせの江藤大臣でした。答弁についても食糧法のことなどを上げあまり前向きな答弁ではありませんでした。
しかし、公明党の真骨頂であります粘り強い取り組みで、本年2月に備蓄米の活用について政府の承認を得て、3月の後半から備蓄米の放出がスタートされました。一日も早く市民の皆さんが米の価格の引き下げが実感できる日が来ることを望んでいます。
さて、先の議会で行われました予算審議で物価高騰による市政運営への影響は、とても厳しい状況であることが明らかになりました。
しかし、財政が厳しいからといって基礎自治体として何もしないわけにはいきません。市民の暮らしについて現状をどのように受け止めているのか、今までの取組や今後の考え方について以下質問いたします。
(1) 市長は物価高騰に対する市民の暮らしへの影響について、どのように受け止めているかお伺いします。
(2) 多くの市民の家計を圧迫している米の価格高騰についてですが、この1年の急激な価格高騰について市長はどのようなことが要因であると思われるのかお伺いします。
(3) 市民の皆さんにはあまり知られていませんが、物価高騰対策として近年国から重点支援地方交付金が出されています。令和7年度に原資として使える額は令和6年度の繰越金を含めていくらなのか、また、令和7年度はどのようなものにいくらか使われる予定なのかお伺いします。
(4) 東京都からも物価高騰対策としていくつかの政策が打ち出されていますが、令和7年度で市民生活を支援する都の事業として、どのようなものがあるのか掌握されているものがあればお伺いします。
(5) 市内の中小企業において近年の物価高騰でどのような影響が出ているのかお伺いします。

項目	別質	問	内 容
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
10	10	10	10
11	11	11	11
12	12	12	12
13	13	13	13
14	14	14	14
15	15	15	15
16	16	16	16
17	17	17	17
18	18	18	18
19	19	19	19
20	20	20	20
21	21	21	21
22	22	22	22
23	23	23	23
24	24	24	24
25	25	25	25
26	26	26	26
27	27	27	27
28	28	28	28
29	29	29	29
30	30	30	30
31	31	31	31
32	32	32	32
33	33	33	33
34	34	34	34
35	35	35	35
36	36	36	36
37	37	37	37
38	38	38	38
39	39	39	39
40	40	40	40
41	41	41	41
42	42	42	42
43	43	43	43
44	44	44	44
45	45	45	45
46	46	46	46
47	47	47	47
48	48	48	48
49	49	49	49
50	50	50	50
51	51	51	51
52	52	52	52
53	53	53	53
54	54	54	54
55	55	55	55
56	56	56	56
57	57	57	57
58	58	58	58
59	59	59	59
60	60	60	60
61	61	61	61
62	62	62	62
63	63	63	63
64	64	64	64
65	65	65	65
66	66	66	66
67	67	67	67
68	68	68	68
69	69	69	69
70	70	70	70
71	71	71	71
72	72	72	72
73	73	73	73
74	74	74	74
75	75	75	75
76	76	76	76
77	77	77	77
78	78	78	78
79	79	79	79
80	80	80	80
81	81	81	81
82	82	82	82
83	83	83	83
84	84	84	84
85	85	85	85
86	86	86	86
87	87	87	87
88	88	88	88
89	89	89	89
90	90	90	90
91	91	91	91
92	92	92	92
93	93	93	93
94	94	94	94
95	95	95	95
96	96	96	96
97	97	97	97
98	98	98	98
99	99	99	99
100	100	100	100

2. e-スポーツを活かした取組について

e-スポーツとは「エレクトロニック・スポーツ (Electronic Sports)」の略で、コンピューターゲームなどで個人が単にゲームをするのではなく、対戦をスポーツ競技として捉える際の名称です。

東京市町村自治調査会の報告書によりますと「e スポーツには、年齢や性別、障害の有無によらず楽しめるインクルーシブ性があること、絆の形成や認知機能向上に寄与する特性があり、この特性は「高齢者福祉」「共生社会の実現」「教育」「観光・産業振興」などの分野における自治体の取組に活用できる。」とありました。

e-スポーツの活用目的は多岐にわたっていますが、年々その利用も増えているようです。残念ながら多摩市ではあまり活用された事例を耳にしません、今後、市としてe-スポーツをどのように捉え、どのように取り組んでいくのか以下質問いたします。

- (1) 多摩市全体としてe-スポーツの活用について利用状況や検討状況などをお伺いします。
- (2) 地域協創を本格的にスタートしましたが、地域の活性化や多世代交流・インクルーシブ社会の実現のためのe-スポーツの活用も効果的と思われますが、市の見解をお伺いします。
- (3) 他の地方自治体においては高齢者や障がいのある方への福祉的観点からe-スポーツを取り入れている事例も増えています。その効果については市ではどのようにお考えか伺います。
- (4) 教育現場におけるe-スポーツの活用について、期待できる効果と懸念事項などについてお伺いします。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和 7 年 5 月 2 7 日

多摩市議会議員 いいじま 文彦

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 学校部活動の地域連携・地域移行
- 2 多摩市の特別支援教育について

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 7 年 5 月 2 7 日	No. 1 4
	午前 1 1 時 5 6 分	

項目別質問内容

1. 学校部活動の地域連携・地域移行
令和4年12月に、スポーツ庁・文化庁は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。令和5年3月には、東京都が「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」（令和6年3月・令和7年3月に改訂あり）を示し、令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じ、地域連携・地域移行に向けた取組が行われていることを目指すとした。
「中学校の部活動がなくなるらしい。」そのような声が子どもたちから上がるほど、学校部活動に関わる子どもたちをはじめ多くの関係者がその行く末を見守っている。昨年6月の定例会でも質問したが、その後の進捗状況等をお伺いする。
(1) 多摩市では、昨年6月から部活動地域連携・地域移行協議会がスタートし、9月には「多摩市 学校部活動地域連携・地域移行推進計画」が策定された。この1年間の協議会の審議状況や本計画の進捗状況を伺う。
(2) 昨年6月の定例会で要望したが、昨年11月から今年1月にかけて、くらしと文化部が、地域の文化・スポーツ団体を対象に「多摩市部活動地域連携・地域移行に関するアンケート調査」を実施した。その調査結果の概要と、それに対する協議会の意見を伺う。
(3) 上記(1)(2)等を踏まえ、市は、学校部活動の地域連携・地域移行に向けての大きな課題や困難が予想される点はどのようなことであると把握しているか、伺う。
(4) 東京都の計画では令和7年度末までに地域連携・地域移行に向けた取組が行われていることを目指すとあるが、多摩市では令和7年度以降、具体的にどのような取組を行っていくのか、伺う。
(5) 昨年6月の定例会では、いち早く地域移行の試行実施を行うことを提案した。市からも、協議会の中で試行の有効性を説明し、試行内容や方法について決めていきたい、と答弁をいただいた。実際に試行実施してみないと気付かない課題も多いのではないかと。現状、未だ試行実施されていないが、今年度の予定を伺う。
2. 多摩市の特別支援教育について
多摩市では、過去、自閉症・情緒障害学級の設置、ピアティーチャーや特別支援教育コーディネーターの配置など、全国的に先駆けた特別支援教育の取り組みを進めてきた。
共生社会の実現のために、子どもたちに将来の夢を育む学校づくり、家庭との連携を一層進め、開かれた学校づくり等を目指すことを理念とした多摩市特別支援教育推進計画のリニューアル時期に当たって、以下、お伺いする。

項目別質問内容

- (1) 多摩市特別支援教育推進計画は、現在、令和８年度からの第三次計画の策定に向けてリニューアル作業が行われている。その中で、多摩市の特別支援教育について、どのような課題が抽出されているか、教育委員会は第三次計画に向けて、それらの課題にどのように対処していくのか、主なものを伺う。
- (2) 「特別支援教育を希望する子どもたちが全国的に増えている。」そのような話を聞くことがある。多摩市では、どのような状況であるか、伺う。また、もし増えているとするならば、その理由を教育委員会として、どのように捉えているか、伺う。
- (3) 特別支援教育を推進するためには、推進計画の理念にもあるように、全ての教員の専門性を高め、質の高い教育を行う必要がある。しかし、実際に現場を見ると、経験の浅い、時には、新任の教員が特別支援学級に配置されることがある。そのような教員が親身になって子どもたちに正面から向き合っている姿は涙ぐましいほど素晴らしいが、相当辛い部分もあるように見える。多摩市では、特別支援教育に関する人材の育成や、経験が浅い教員へのフォロー体制はどのようになっているのか、伺う。

資料要求欄

①多摩市の各小・中学校における特別支援学級（固定学級）の児童・生徒数の推移（平成29年度～令和7年度）

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和 7 年 5 月 2 7 日

多摩市議会議員 きりき 優

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 農業と市民の関係及びコメ問題について
- 2 介護事業者と介護従事者への支援について
- 3 スポーツ施設の整備とスポーツ文化の醸成について

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 7 年 5 月 2 7 日	No. 1 6
	午前 1 1 時 1 2 分	

項目別質問内容

1 農業と市民の関係及びコメ問題について
米は「八十八の手間がかかる」という漢字の成り立ちからもわかるように、放っておいて勝手にによきによき育ってくれるような屈強な生命力のあるものではなく、日本に持ち込まれてから 3000 年以上の歳月を経過してもなお土着していないひ弱な外来種です。日本のコメは日本人がコメ作りをやめてしまえばすぐに絶滅してしまうような存在ですが、その格段に優れた収穫量や栄養価、またその生育過程で水を多く使い酸性に比較的強いという特徴が雨の多く火山国のため酸性土壌が多い日本の風土に適しているといった理由もあって縄文時代からコメ作りが定着し、手間のかかるコメ作りによって人々が定住することで集落や町ができ、さらには酒や味噌などの原材料となり、稲わらは草履や蓑、しめ縄や壁材などにも用いられ、日本人の衣食住はコメによって支えられてきました。しかし、2010 年に一世帯当たりの年間購入額がパンに逆転され、その後麺類と同じ水準まで落ち込み、近年では人口減少も相まって国内で必要とされるご飯用のコメが毎年 10 万トンも減っていると言われます。大きな転換期を迎えているコメ問題や農業と市民の関係について、以下、質問します。
(1) 日本のコメ政策について、課題をどのように分析され、今後のあり方についてどのようにお考えになりますか。
(2) コメの価格についてどのようにお考えになりますか。また、コメの価格について政策的な対応はお考えでしょうか。
(3) 食料自給率について市長はどのようにお考えですか。また、食料自給率向上と食料価格の関係性についてどのように分析されていらっしゃいますか。
(4) 土いじりは抗うつ効果、アレルギーの予防、ストレス軽減、認知症予防など、健康増進に役立つと言われ、福祉の分野で農福連携として行われることもあります。マンションの多い多摩市において、市民が土に触れる機会についてどうお考えでしょうか。また、ガーデニングなどを楽しむ市民からは、園芸用土の処分に困っているという声を聞くことがありますが、多摩市では園芸用土の処分についてどのような対応をされているのでしょうか。
2 介護事業者と介護従事者への支援について
食料や燃料物価が高騰してもその経費を価格転嫁できない介護業界は、地域包括ケアシステムを支える地域の担い手であるにもかかわらず、大変な苦境に立たされています。多摩市内でもまた訪問系の介護事業所がその事業を縮小するという情報を耳にしたところです。WHO（世界保健機構）や国連の言う超高齢社会の定義を大きく超える高齢化が進んでいる多摩市において、市民が安心

項目別質問内容

して生活していくためには介護基盤の整備を欠かすことはできません。介護福祉を支える担い手が、その責務を適切に評価され、すべての人が安心してその生涯を全うすることのできる多摩市のために、以下、質問します。
(1) 3年ごとに見直しが行われている介護保険事業計画ですが、専門家の間からは3年を待たずに報酬改定に着手すべき、とする声もあります。第9期多摩市介護保険事業計画は2024年度から2026年度までの計画となっていますが、期中での見直しを検討することはできるのでしょうか。
(2) 物価や人件費の高騰、人材不足により、全国で介護事業者の倒産が相次いでいます。多摩市の事業者支援策について、改めてお考えを伺います。
(3) 介護保険制度の中核を担う介護支援専門員（ケアマネジャー）は介護保険制度において連絡調整等を行う者とされていますが、ほかに手段がないという理由でその範囲外とも思える業務まで担わざるを得ない状況に置かれることがあります。例えば救急搬送時において、家族不在のため「介護の人が同乗しなければ病院を探すことができない」と救急隊員に言われ、やむを得ず同乗し、報酬のない業務に長い時間を取られ、なおかつ近くの病院に搬送されるとは限らないにもかかわらず帰りの交通費を誰にも請求できないため自ら負担しなくてはならなかったりすることもあり、こういったものは本来の業務に支障が生じかねない課題です。介護支援専門員の人員不足はすでに顕著となっており、中央福祉人材センターによる今年3月の介護支援専門員の有効求人倍率は9.04倍となっていて、このことは、対人援助の専門家の支援を受けることのできない住民が増えていることを示唆します。介護支援専門員は処遇改善加算の対象から外れていることもあって報酬面でも課題があり、また全体的に介護支援専門員自身の高齢化も進んでおり、厳しい資格更新条件や法定研修等の負担からも、今後介護支援専門員不足がさらに深刻化することも予想されます。市は介護支援専門員不足についてどのようにお考えでしょうか。また、介護支援専門員が足りなくなった結果、セルフプランやケアプランなしの償還払いによる介護サービス利用が行われることについてどのようにお考えでしょうか。
3 スポーツ施設の整備とスポーツ文化の醸成について 最後まで優勝争いが展開された2024-25WEリーグは、5月17日の最終節で日テレ・東京ヴェルディベレーザが勝利し、2021年WEリーグ発足以来としては初めての優勝を果たすことになりました。おめでとうございます。J1の舞台で白熱の試合を続ける地元のサッカークラブとともに、地域のスポーツ文化の醸成や市民の健康増進と健幸の獲得に大きな意味のある結果であり、今後も地域

項目別質問内容

で連携し多摩市を盛り上げていただきたいと思います。スポーツを通じたまちづくりが市民の健幸に繋がり、市民一人一人の自己実現と高齢化少子化に苛まれる現状への対策に発展していくことを期待し、以下、質問します。

- (1) WE リーグ初優勝を果たした日テレ・東京ヴェルディベレーザについて、どのように評価されていますか。
- (2) スポーツ施策における熱中症対策についてどのような施策をお考えでしょうか。また、以前小中学校全校へのナイター設備設置を提案いたしました。1校でも多くナイター設備のある学校グラウンドを増やすことが直接的な熱中症対策となり、市民の運動機会の確保や健康増進に寄与するものと考えますが、その後の検討状況について伺います。
- (3) これまでの市のご答弁から、市はボールの蹴れるグラウンドをすべてサッカーのできるグラウンドと呼んでいるようですが、サッカーに関わる市民は正式なサッカーコートのフルピッチとして規定されている縦 105 m横 68mが取れないグラウンドのことは、ボールの蹴れるグラウンドとは呼んでも、サッカーのできるグラウンドとは通常呼ばないものです。そのため、市は市内にサッカーグラウンドが一定水準維持できていると認識し、市民は市内にサッカーグラウンドが足りないと認識していて、双方の認識に齟齬があるように感じます。スポーツ施設整備計画等を進めるにあたっては市と市民とのサッカーグラウンドに対する認識の齟齬を解消する必要があるのではないかと思います。市のお考えを伺います。
- (4) 多摩市でサッカーに関わる市民は、グラウンド使用料の高騰にも悩まされています。市は市民の健幸のために積極的に市民にとって過度な負担とならず使いやすいスポーツ環境の整備に尽力すべきだと思いますが、市のお考えを伺います。